\ アクションプランが /

平塚駅周辺地区のまちづくりをサポート!!

平塚駅周辺地区アクションプラン

平塚駅周辺地区のまちづくりを進めるための補助金や規制緩和などを集めたサポートメニューです。補助金による支援の一部は、公共貢献メニューに取り組むことにより活用することができます。

公共貢献メニュー

① 敷地等のオープンスペースの整備
② 建物低層部のオープン化
③ まちの機能の導入
④ 都市機能の導入
⑤ 安全で快適な歩行環境の整備
⑥ 優良な住宅の整備
⑦ デジタル基盤の整備
⑧ 敷地等の緑化
⑨ 環境負荷に配慮した建物の整備
⑩ まちづくり計画やガイドラインなどの策定
⑪ エリアマネジメント団体の設立及び活動
⑫ 防災施設の整備
⑬ 地区内交通機能などの充実
⑭ まちの課題解決に寄与すると特に認めるもの

補助金ごとに必須項目と選択項目が異なりますので、詳しくはウェブかお電話でご確認ください。

対象地域

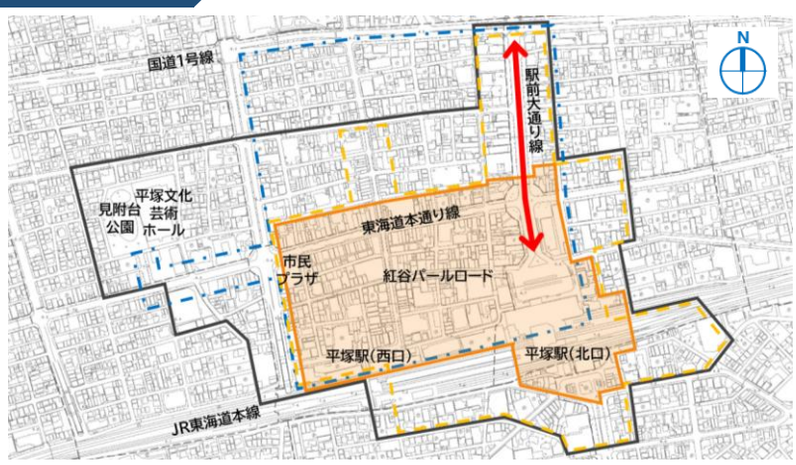

：市街地再開発事業
優良建築物等整備事業(都市再構築型)
：優良建築物等整備事業(優良再開発型)
：まちなかリニューアル応援
：中心市街地活性化事業
：フェスタロード・オフィス開設支援

補助金による支援

各補助金の主な内容です。このほかの要件など、詳しくはウェブかお電話でご確認ください。

スマホからはこちら

市街地再開発事業

都市機能の低下がみられる地域において、公共施設の整備や土地の合理的かつ健全な高度利用及び環境の整備を図るため、都市再開発法に基づく市街地再開発事業に対して、事業費の一部を補助します。

■ 補助額
調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費の
2/3以内

■ 主な要件
① 地区面積が原則 5,000㎡ 以上
※ 一定の要件により **3,000㎡** 以上に緩和
② 都市再開発法第3条の各要件を満たす
③ 国の社会資本整備総合交付金の要件を満たす
④ 一定の公共貢献メニューに取組む　など

優良建築物等整備事業(都市再構築型)

まちの拠点となるエリアにおける医療・教育文化等の都市機能を導入する優良建築物等を整備する再開発事業に対して、事業費の一部を補助します。

■ 補助額
共同施設整備費の **2/3以内**
専有部整備費の **1/3以内**

■ 主な要件
① 地区面積が概ね **1,000㎡** 以上
② **誘導施設(図書館、健診センターなど)の整備** を含む
③ 国の社会資本整備総合交付金の要件を満たす
④ 一定の公共貢献メニューに取組む　など

裏面にも補助金があります！

補助金による支援

優良建築物等整備事業（優良再開発型）

良好なまちなみの形成や市街地の防災機能・安全性の向上に資する再開発事業に対して、事業費の一部を補助します。

■ 補助額

共同施設整備費の **2/3以内**

公共貢献メニューの取組み数により **補助額を嵩上げ**

■ 主な要件

① 地区面積が概ね **1,000㎡** 以上
② 2人以上の所有者等の2以上の敷地の共同化等（タイプによる）
③ 国の社会資本整備総合交付金の要件を満たす
④ 一定の公共貢献メニューに取組む　など

まちなかリニューアル応援

平塚駅周辺地区の建替え事業について、その解体工事および建築工事の期間における土地の固定資産税、都市計画税相当額の一部を補助します。

■ 補助額

土地活用ができない期間の固定資産税等相当額の
1/2以内（上限額 300 万円）
対象工事期間の上限　解体12カ月、建築24カ月

■ 主な要件

① 1981年（昭和56年）6月1日施行の改正以前の建築基準法の基準により建てられた建物を含む建替えを行う事業
② 敷地面積が **300㎡** 以上
③ 一定の公共貢献メニューに取組む　など

中心市街地活性化事業

平塚駅周辺地区の路面空き店舗（１階）への出店（賃借料）及び店舗の改装に対して補助します。

■ 補助額

店舗賃借料（12カ月間 補助限度額 月5万円）
賃借料の **1/2以内**

店舗改装費（補助限度額50万円 1回限り）
既存店舗　改装費の **1/2以内**
空き店舗　改装費の **2/3以内**

一部エリアで補助限度額を次のとおり嵩上げ
店舗賃借料 月額 10万円　**店舗改装費 100万円**

■ 主な要件

① 原則、24カ月以上継続して事業を行うことが見込めること
② 補助対象エリア内の店舗の1階部分で営業するもの
③ 補助対象エリア内の店舗移転でないこと　など

フェスタロード・オフィス開設支援

フェスタロード（駅前大通り線）に面する建物（２階以上）を対象に、賃貸借契約によりオフィスを開設する費用の一部を補助します。

■ 補助額

引越し（市外→市内）
費用の **50%以内**（条件により **最大70%** まで嵩上げ）
改装（市外→市内など）
費用の **50%以内**（条件により **最大80%** まで嵩上げ）
※いずれも床面積ごとに補助額の上限あり

■ 主な要件

① 事務所機能であること（店舗機能は対象外）
② フェスタロードに面するオフィスビルの **2階以上**
③ 賃貸借契約により入居し、床面積が **50㎡以上**
④ 常駐する正規雇用者が5名以上
⑤ 原則として市外法人の新オフィス開設であること

補助金以外の支援

補助金以外にも支援策が充実しています。詳しくはウェブかお電話でご確認ください。

■ 規制緩和

総合設計制度（容積率、高度地区の高さ制限、道路及び隣地斜線制限緩和）
高度地区の運用基準（高度地区の高さ制限緩和）

■ その他支援

敷地共同化推進事業支援制度（専門家派遣、活動費補助）
商店街・商業者支援制度　など

問合せ

平塚市都市整備課
駅周辺地区整備担当
〒254-8686　平塚市浅間町9番1号
0463-21-8783 ※お電話の受付は平日8:30～17:15
machi-j@city.hiratsuka.kanagawa.jp

駅周辺地区 アクションプラン　検索

スマホからはこちら

あったかひらつか